

## 海老名市運賃等協議会設置要綱

### (設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下「路線等」という。)に係る運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について協議する協議会(以下「運賃等協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 運賃等協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 路線等に係る運賃等
- (2) 運賃等協議会の運営方法その他運賃等協議会が必要と認める事項  
(運賃等協議会の構成員)

第3条 運賃等協議会の委員は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 海老名市まちづくり部長
- (2) 当該路線等の運賃及び料金を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (3) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (4) 市民又は利用者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 任期期間中の交代があった場合、後任者の任期は、当該前任者の残任期間とする。

### (運賃等協議会の会長)

第4条 運賃等協議会の会長は、前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、運賃等協議会を代表し、会務を総括する。

### (会議)

第5条 運賃等協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議が出席できない場合は、あらかじめ選任し、会長に届け出た代理人にその職務を行わせることができる。

4 会議の議決方法は、出席した委員の過半数により決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

5 前項の規定にかかわらず、会長は、事前に会議において書面による決議を受けている事項を協議する場合又は会議を開催することが困難な場合は、会議を書面により開催することができる。この場合、前項の「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替える。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会長が会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開とすることができる。

7 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議事項の取扱い）

第6条 運賃等協議会で協議が整った事項について、委員及び関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

（庶務）

第7条 運賃等協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか運賃等協議会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（令和 6 年 1 月 23 日決裁）

この要綱は、令和 6 年 2 月 15 日から施行する。

《令和 6 年 2 月 15 日制定》